

身体障害者等に係る軽自動車税(種別割)の減免認定基準表

(障害の区分)		(障害の程度)				精神障害者	知的障害者
		身体障害者 (身体障害者福祉法施行規則第5号)		戦傷病者 (恩給法別表第1号表の2, 第1号表の3)			
		本人が所有及び運転する場合	本人(18歳未満の場合は生計同一者)が所有し、生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が所有及び運転する場合	本人が所有し、生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合		
視覚障害	1級～4級	1級～4級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	障害等級 1級	障害の程度 A	
聴覚障害	2級、3級	2級、3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症			
平衡機能障害	3級	3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症			
音声機能障害	3級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—	特別項症～第2項症 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—			
上肢不自由	1級、2級	1級、2級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症			
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	1級、2級	—			—
	移動機能	1級～6級	1級～3級	—			—
心臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
じん臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
呼吸器機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
小腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	1級～4級	—	—			
肝臓機能障害	1級～4級	1級～4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			